

◆講義⑩〔図書館サービスと著作権〕への質問◆

質問 1 図書館の所蔵資料では無い資料（博物館から貸借したパネルが図書館内に設置されている場合など）について、利用者が写真撮影を希望した際に、それは私的利用と見なしでも問題ないのでしょうか？それとも図書館で管理する資料（ただし一般公開されていない資料）と考えて、著作者に許諾を得ないと複製できないものと考えた方が正しいでしょうか。

回答

図書館等における複製の権利制限規定（著作権法第 31 条）は図書館資料を用いることとされています。ご質問の場合は、この権利制限規定を用いることができないと思われます。私的利用として整理するか、権利者に許諾を得る必要があります。

質問 2 図書館資料の保存のための複製について、ベースフィルムが劣化し再生困難になりつつある 16 ミリフィルムや VHS テープ、カセットテープ、経年劣化が著しい紙の書籍などは、著作権者の許諾無しに公共図書館においてデジタル化し、サーバーや DVD での保存と資料提供を行なっても差し支えないと理解してよろしいでしょうか。

回答

ご質問のような媒体変換は「複製」に当たります。保存の必要が生じた場合は、著作権法第 31 条第 1 項第 2 号により、著作権者の許諾なしに複製が可能と考えられます。公衆送信権がはたらく行為は許諾が必要となりますので、ご注意ください。

本件の解釈に当たっては、次の論考も参考になります。

「著作権法における資料保存のための複製 ―フィルム、ビデオテープのデジタル化を例に―」

https://repository.nabunken.go.jp/dspace/bitstream/11177/7248/1/BB27718418_2_101_104.pdf

質問 3 選書作業をするにあたって、最近多いのが図書の中に QR コードが載っている資料です。QR コードの付いた図書の利用に関しては著作権上どのような扱いになるのでしょうか。

回答

図書そのものは著作物であり、QR コードで遷移した先のコンテンツが著作物に当たるか否かはケースによると思います。

質問 4 前に勤務していた図書館ではゼンリンの地図をコピーする方に「著作権上ゼンリンの地図は一日には見開き半分しかコピーできないので、見開き全部をコピーする場合には、日を変えて残りをコピーするようにしてください」と説明をしていましたが、これは誤りでしょうか。

回答

日を変えて 2 分の 1 以上の著作物を取得すると、図書館等における複製の権利制限規定（著作権法第 31 条）の趣旨を逸脱します。著作権者の許諾が必要です。

質問 5 編集著作権について注意すべき点を教えていただきたいです。講義の中で雑誌について少し触れられていましたが、もう少し詳しく説明していただけると有難いです。

回答

図書館等における複製の権利制限規定（著作権法第 31 条）を用いて、発行後相当期間を経過した雑誌に掲載された個々の著作物について全部複写することが可能です。ただし、雑誌には編集著作権がはたらくため、個々の著作物の複製の範囲が雑誌 1 冊の半分以上を超える場合は、著作権者の許諾が必要です。